

## 未就学児の保護者の方にデマンドバス利用券を交付します

子育て世帯の外出支援のため、未就学児の保護者の方にデマンドバス「おでかけ号」の利用券を交付しています。

デマンドバスの利用には、未就学児でも利用登録が必要です。利用券の交付申請と同時にデマンドバスの利用登録をすることも可能です。

■**対象者** 市内に住所がある未就学児の保護者の方

■**交付枚数** 1世帯につき10枚(年度内有効)

■**申込方法**

こども福祉課に申請書を提出  
※利用券は後日郵送しますので、ご利用希望日の1週間前までに申請してください。

■**持ち物** 印鑑、デマンドバス利用登録証(すでにお持ちの方)

■**利用券の有効期限**

令和3年3月31日(水)

■**注意事項**

・利用券は、未就学児の保護者(申請者または申請者と同一世帯の方)が、未就学児とともにデマンドバスを利用する場合のみ使用することができます。

・複数の保護者が同時に乗車する場合、人数分の利用券が必要です。

・未就学児は無料ですが、未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要です。

・利用券は再交付できません。

・利用券の交付申請は毎年度必要です。

■**問い合わせ先**

こども福祉課 ☎(32)8903

## 冬休み・新年度に学童保育室をご利用の方へ

冬休み期間や令和3年度に学童保育室の利用をご希望の方は、申込期間中にお申し込みください。

■**申込方法**

入所申込書(市のホームページでダウンロード可)と、入所理由に合わせた添付書類を提出  
※詳細は広報10月号29ページをご確認ください。

■**申込期間**

**冬休み**

11月2日(月)～14日(土)

**令和3年度**

11月2日(月)～30日(月)

※申込期間を過ぎた場合、希望日からの利用ができない場合がありますのでご注意ください。

■**申し込み・問い合わせ先**

こども福祉課 ☎(32)8903

## 11月は労働保険適用促進強化期間

正社員、パート、アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っていれば、事業主は労働保険(労災保険・雇用保険)の加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければなりません。そのため、厚生労働省では、未手続事業者に対し、全国で集中的な適用促進活動を実施します。

労働保険に未加入の事業主の方は、お早めに手続きをしてください。

■**問い合わせ先**

栃木労働基準監督署労災課

☎0282(88)5499



## 公務員の方 児童手当受給世帯に対する臨時特別給付金の申請はお済みですか

公務員の方で、臨時特別給付金をまだ申請をしていない方は、忘れずにお手続きください。

■**対象者** 4月分(中学校を卒業した児童の場合は3月分)の児童手当対象者

■**支給額** 児童1人につき1万円

■**提出物** 職場からの証明を受けた臨時特別給付金申請書、児童手当振込先口座の通帳の写し(名義人・口座番号等の記載がある面)

■**提出方法** 郵送または直接提出

■**提出期限** 12月2日(水) 必着

■**提出・問い合わせ先**

こども福祉課 ☎(32)8903

〒329-0492 笹原26

## 個人事業税の納税

11月は、平成31・令和元年中に個人で事業を営まれていた方の第二期分の納期となります。

納付書は、第一期分と併せて8月に発送済みです。紛失等の際はご連絡ください。

■**納期限** 11月30日(月)

■**問い合わせ先**

栃木県税事務所 ☎0282(23)3414

## 税を考える週間

11月11日(水)～17日(火)は、「税を考える週間」です。国税庁ホームページでは、スマートフォンを利用した申告書作成などの申告・納税手続や、新型コロナウイルス感染症対策などへの国税庁の取り組みを紹介しています。

■**国税庁ホームページ** <https://www.nta.go.jp/>

■**問い合わせ先** 栃木税務署 ☎0282(22)0885